

## 新潟市消費生活センター消費生活相談情報提供要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、独立行政法人国民生活センター電子計算機システムデータ取扱規則第14条及び新潟市消費生活条例の規定に基づき、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るために、市民及び関係機関等へ消費生活相談に係る情報を適切に提供するために必要な事項を定める。

### (提供対象とする情報)

第2条 この要綱で提供の対象とする情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新潟市消費生活センター(以下「市センター」という。)が受理した消費生活相談に関する情報
- (2) 全国消費生活情報ネットワークシステム(以下「PIO-NET」という。)に市センターが蓄積した消費生活相談に関する情報
- (3) その他、消費生活相談に関して市センターが収集した情報

### (提供しない情報)

第3条 前条の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報(以下「不提供情報」という。)は、原則として提供しないものとする。

- (1) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)。ただし、新潟市個人情報保護条例第8条第1項に該当するときは、同条例の定めに従って提供することができる。
- (2) 法人その他の団体又は事業を営む個人(以下「事業者」という。)の当該事業に関する情報で、提供することにより、当該事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうおそれのあるもの。ただし、当該事業者が提供することを了承した場合はこの限りではない。
- (3) 市が行う事務に関する情報で、提供することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

2 前項第2号及び第3号に定める不提供情報であっても、人の生命、健康、財産を保護するために特に必要と認めるときは提供することができる。

### (市民に向けての情報提供)

第4条 危険商品等又は不当な取引行為による被害で、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに消費者被害情報の提供に努めるものとする。

- (1) 特定の商品・サービス又は特定の事業者に関して、深刻な消費者被害が発生しており、同種の被害が再発するおそれがあるとき
- (2) 特定の商品・サービス又は特定の事業者に関して、同種の消費者被害が多数発生している、又は多数発生するおそれがあるとき

2 消費者被害情報の提供に当たっては、消費者被害の未然防止、又は拡大防止等のため

必要と認めるときは該当する商品・サービス名及び事業者名（以下「事業者名等」という。）を特定する情報を提供することができる。

（要請を受けて行なう情報提供）

第5条 照会による回答，又は要請による情報提供をするときは，事業者名等を特定する情報は提供しないものとする。ただし，法令に基づく照会又は行政機関から職務上必要な範囲の照会若しくは情報提供の要請を受けたときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する事業者に係る情報提供の要請を受けたときは，当該事業者に係る当該各号の事由となった商品・サービスに関する相談情報又は類似の相談情報を提供することができる。

- （1） 消費生活に関する法令に基づいて公表され又は強制捜査を受け，若しくはその役員若しくは従業員が逮捕された等公表された事業者
- （2） 社会的に大きな影響を及ぼすと認められる消費者訴訟において判決を受け，事業者が不当な行為であったと認められた事業者
- （3） 破産・倒産が明らかになり，消費者被害が発生している，又は発生するおそれがあると認められ，情報提供について破産管財人等の同意が得られた事業者
- （4） 自ら商品回収の社告等を行った事業者
- （5） 明らかに架空請求を行っていると思われる事業者
- （6） 行政機関その他の公的機関が法令に基づき消費生活に関連した内容について，事業者名等を公表した事業者

3 前二項の規定にかかわらず，消費者被害の防止を図るために事業者から当該事業者に係る相談情報を書面により要請を受けたときは提供することができる。

4 前各項に該当しない照会で，目的を明らかにした書面により依頼を受け，その目的が消費者利益の増進に寄与すると特に認められる場合は，関係する事業者の同意を得たものに限り情報提供することができる。

5 事業者名等を特定する情報を含めて情報提供するときは，以下の注意を明示して情報提供するものとする。

- （1） 提供する情報の事業者名等が該当事業者と同一であるか否かの調査を行っておらず，同名他者の情報を含む可能性があること。
- （2） 提供する情報の内容は，主に相談者の申出をもとに作成されたもので，事実関係を必ずしも確認したものでないこと。

（P I O - N E Tの情報の取扱い）

第6条 相談件数及び相談内容に関する情報提供に当たっては，市センターがP I O - N E Tに蓄積した情報による対応を基本とする。ただし，直近の相談件数及びその内容等でP I O - N E Tで対応できない相談情報については，消費生活相談カード即時入力システム（以下「即時入力システム」という。）その他の情報により対応する。

2 即時入力システム及びP I O - N E Tから出力した帳票は，事業者名等を特定する情

報を含むか否かにかかわらず，提供してはならない。ただし，第5条第1項ただし書きに基づく照会又は情報提供の要請を受けたときは提供することができる。

- 3 即時入力システム及びP I O - N E Tから出力した帳票は，利用した後直ちに裁断機等により判読不能となるよう処分しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか，相談情報の提供に関し必要な事項は市センター所長が定める。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

## 新潟市消費生活センター消費生活相談情報提供要綱（細則）

- 1 この細則は、新潟市消費生活センター消費生活相談情報提供要綱（以下「相談情報提供要綱」という。）の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 要綱第5条第3項及び第4項の規定に基づき情報提供を要請しようとする者は、別紙様式又は次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
  - （1）法人又は団体にあつては、所在地、名称、代表者名、連絡先及び担当者名の記載並びに代表者印又は団体印の押印。個人にあつては住所、氏名及び連絡先の記載並びに押印
  - （2）情報の使用目的
  - （3）必要とする情報の内容
  - （4）情報の使用方法
- 3 要綱第5条の規定に基づき情報提供を行う場合、提供する情報の範囲及び情報提供の方法は、原則として別表「要請を受けて行う情報提供基準」のとおりとする。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別紙

所長	係員	担当	提供可否	来所年月日・時間等
				平成 年 月 日 時間

平成 年 月 日

新潟市消費生活センター所長 様

消費生活相談情報提供依頼書

事業者所在地	〒
事業者の名所 (支店・営業所)	
代表者 職・氏名(印)	
連絡先(電話等)	
担当者職・氏名	
情報の使用目的	
必要とする情報の内容	
情報の使用方法	
その他	(直前の依頼年月日：平成 年 月 日)
来所希望日時等	平成 年 月 日( 曜日) 時間

\* 太枠の中を記載してください。